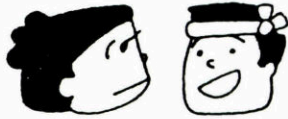


国民年金だより



国民年金は、商業、農業、漁業などの自営業の人とその家族のための年金制度で、歳をとったり、障害者となったり、母子世帯になったばあいに、年金を受けて、生活の安定をはかろうとするものです。

年金を受けられるように

年金を受けるために必要な保険料納付年数

60歳までに生年月日によって、次のとおり一定の保険料納付期間又は免除期間が必要です。

●老齢年金



大正10・4・2～大正11・4・1に生まれた人	16年以上
// 11・4・2～ // 12・4・1 //	17年以上
// 12・4・2～ // 13・4・1 //	18年以上
// 13・4・2～ // 14・4・1 //	19年以上
// 14・4・2～ // 15・4・1 //	20年以上
// 15・4・2～昭和2・4・1 //	21年以上
昭和2・4・2～ // 3・4・1 //	22年以上
// 3・4・2～ // 4・4・1 //	23年以上
// 4・4・2～ // 5・4・1 //	24年以上
// 5・4・2以後に生まれた人	25年以上

国民年金だけで、左記の期間がなくても、昭和36年4月以降の厚生年金など他の公的年金の期間を合算して満たせば、通算老齢年金を受けられます。

●障害年金

1. 病気やけがをしたときに、最近の1年間の保険料がすべて納まっていること。
2. 保険料を15年以上納めていること。



●母子年金

夫が死亡したときに、上記の障害年金と同じ期間の保険料を納めていること。

今日の安心と老後のやすらぎのために

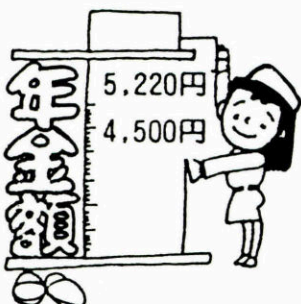
国民年金は保険料を納めることによって年金を受けられる制度です。あなたも、保険料を納めて、不安のない生活を送ってください。

●保険料が納められないとき

所得が少ないため、保険料を納めることがいちじるしく困難なときは、今後の保険料が免除される場合もありますので、**市役所国民年金係**にご相談ください。

国民年金の 保険料

(年金額の増額に伴い
それなりに上ります)



57年4月から
月額 5,220円

国民年金には当然加入の人に限り、保険料を免除される制度があります。

国民年金についてのお問い合わせ、ご相談はお気軽に！



受けられる年金額

○老齢年金額

保険料を納めた年数	年金額
15年	410,100円
20年	476,700円
25年	543,300円

- ◇保険料を納めた期間が長いほど年金額が高くなります。
- ◇物価があがれば年金額も引き上げられます。

○障害年金額

障害の程度	年金額
1級	675,900円
2級	540,700円

○母子年金額

子供の数	年金額
1人	540,700円
2人	600,700円
3人	624,700円

- ◇遺族年金等を受けられないときは、上記の金額に18万円が加算されます。

長門市役所
市民課 国民年金係へ
☎2-2111
内線 294